

江別市立小学校及び中学校医療的ケア実施要綱

平成31年3月26日 教育長決裁

令和 6年6月24日 一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒（以下「医療的ケア児」という。）が通学する江別市立小学校及び中学校において、医療的ケア児に対し安全に医療的ケアを実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療的ケア 人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。
- (2) 拠点校 市立の小中学校のうち、医療的ケアを実施する拠点となる学校をいう。
- (3) 実施校 市立の小中学校のうち、医療的ケアを実施する学校をいう。
- (4) 学校看護師 看護師又は准看護師で学校に配置された者をいう。
- (5) 医療的ケア安全委員会 実施校において医療的ケアを安全に実施するために設置する組織をいう。

(拠点校)

第3条 拠点校は、小学校及び中学校各1校とし、その選定については、教育長が別に定める。

(対象者)

第4条 医療的ケアの対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 学校において医療的ケアを受けなければ、通常の教育活動を行うことが困難であること。
- (2) 学校で医療的ケアを受けることについて、主治医の承認及び指示があること。
- (3) 医療的ケアの実施に当たり、保護者が担うべき義務等に同意した者。

(医療的ケアを行う者)

第5条 医療的ケアは、実施校に配置された学校看護師が実施する。

- 2 前項によらず、学校看護師が病気その他の事由により、医療的ケアを実施することができない場合には、保護者と協議の上、該当日に限り、医療的ケアを保護者が実施するものとする。また、医療的ケア児の体調により医療的ケアを学校看護師が実施するより、保護者が実施する方が安全であると実施校の校長（以下「校長」という。）及び保護者が判断した場合には、同様とする。

(申請手続)

第6条 医療的ケアの実施に係る申請手続は、次に定めるとおりとする。

- (1) 教育委員会及び校長は、保護者からの相談に対し医療的ケア実施の目的及び内容について、十分な説明を行うものとする。
- (2) 保護者は、医療的ケアの実施について主治医から承諾を得た上で、医療的ケア実施

申請書（第 1 号様式）、医療的ケアに関する指示書（第 2 号様式）及び医療的ケア実施同意書（第 3 号様式）を校長に提出するものとする。

(3) 前号の提出は、年度ごとに行うものとする。

(4) 保護者は、提出した医療的ケア実施申請書の内容に変更がある場合、速やかに医療的ケア実施申請書を、校長に提出するものとする。

（審査）

第 7 条 医療的ケア実施に係る審査は、次に定めるとおりとする。

(1) 校長は、申請内容を確認し、学校看護師に当該医療的ケア児に係る医療的ケア対応マニュアル（第 4 号様式）を作成させ、医療的ケア安全委員会において医療的ケアの内容その他の具体的な対応について検討するものとする。

(2) 校長は、必要に応じて保護者との教育相談を実施するとともに、主治医等から指導、助言等を求めるものとする。

(3) 校長は、医療的ケア安全委員会での検討結果を踏まえ、医療的ケア実施の適否を判断する。

（実施の承認）

第 8 条 医療的ケアの実施に係る承認は、次に定めるとおりとする。

(1) 校長は、医療的ケア実施の適否を検討した結果について、医療的ケア実施検討結果承認依頼書（第 5 号様式）を作成し、教育長の承認を得るものとする。なお、実施が適当と認めるときは、あらかじめ医療的ケア対応マニュアルの内容を確定させるものとする。

(2) 教育長は、前号の承認依頼の内容を十分に精査し、結果について医療的ケア実施検討結果承認書（第 6 号様式）により、校長に通知するものとする。

(3) 校長は、教育長の承認に基づき、保護者に対し医療的ケア実施適否通知書（第 7 号様式）により通知するものとする。

(4) 保護者は、校長から医療的ケア実施適否通知書により実施が適当と認められた場合、医療的ケア実施承諾書（第 8 号様式）を校長に提出するものとする。

（実施）

第 9 条 医療的ケアの実施は、次に定めるとおりとする。

(1) 保護者は、医療的ケア児の登校日に当該日の医療的ケアの実施希望の有無、健康状態等を記載した医療的ケア実施票（第 9 号様式）を校長に提出するものとする。

(2) 学校看護師は、医療的ケア対応マニュアルに基づき医療的ケアを実施するとともに、実施内容等を医療的ケア実施票に記録し、校長に報告するものとする。

(3) 校長は、前号の規定により実施内容等を記録した医療的ケア実施票を保護者に提示し、実施内容の確認を得るものとする。

(4) 校長は、医療的ケア児の健康状態に異常が認められた場合は、保護者又は主治医と連絡を取り、必要な対応を行うものとする。

(5) 学校における医療的ケアの具体的な対応については、実施校において作成した実施要領に基づき対応するものとする。

（報告）

第 10 条 校長は、実施した医療的ケアの結果について、月ごとに医療的ケア実施結果報

告書（第１０号様式）を作成し、翌月の１０日までに教育長及び主治医に報告するものとする。

（経費）

第１１条 申請手続等に係る医療機関に対する診療報酬及び文書料並びに実施校における医療的ケアの実施に必要な器具及び消耗品等は、当該医療的ケア児の保護者の負担とする。

２ 前項の規定にかかわらず、医療的ケアの実施に必要な器具、消耗品等については、市が特別の事由があると認めるときは、必要に応じて市が現物を給付することができる。

（補則）

第１２条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年６月２４日から施行する。